

さわらび療育福祉センターの基本方針等

令和7年2月18日

青森県健康医療福祉部
障がい福祉課

1. 検討の方向性①～④（第1回部会）の検討状況について

第1回さわらび部会でまとめた「検討の方向性①～④」の検討状況は以下のとおりです。

検討の方向性	対応
①長寿命化調査の結果を踏まえた施設の改修・建替	<ul style="list-style-type: none">● 来年度以降、障がい児者やその家族等が利用しやすい施設となるよう検討を進めていく。● コンクリートの劣化が進行しており、現在の建物の改修による継続使用は困難と判断されることから、整備方法については、<u>長寿命化改修ではなく、建替について検討する。</u>
②今後の施設の機能と規模	<ul style="list-style-type: none">● 来年度以降、外部コンサルタントを交え、<u>津軽圏域における診療及び障がい福祉サービス需要を踏まえた上で、必要な機能及び規模について検討していく。</u>
③継続的に医師が確保できる仕組みづくりやオンライン診療の導入	<ul style="list-style-type: none">● 弘前大学等との連携を強化し、継続的な医師確保に取り組む。● オンライン診療については、課題等を整理した上で導入について検討する。
④津軽圏域における民間事業者も含めたサービス提供体制を踏まえた福祉部門（障がい児の入所・通所）のあり方	<p>【今年度の改善点】</p> <ul style="list-style-type: none">● 短期入所利用者の洗濯への対応● 児童発達支援のサービス提供時間を16時45分まで拡大● 放課後等デイサービスの送迎出発時間を学校長期休業中も平常時と同じ16時に変更 <ul style="list-style-type: none">● 来年度以降、外部コンサルタントを交え、津軽圏域における障がい福祉サービスの提供体制を踏まえた上で、障がい児の入所・通所部門のあり方について検討していく。

2. 今後の方向性に係る基本方針等について

さわらび療育福祉センターの基本方針等については、以下のとおりとする。

1 基本方針

現在の「無床診療所併設福祉型施設」を維持しつつ、検討の方向性①～④への対応により、利用者の利便性の向上を図っていく。

外来	内科、整形外科、リハビリテーション
入所	施設入所支援（20名）、福祉型障害児入所施設（5名）
在宅支援サービス	福祉型短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービス

必要な機能及び規模について検討

（医療的ケア児者への対応等）

- （1） これまでの対応を継続し、医療的ケア児者について、対応可能な範囲で受け入れていく。
- （2） 県内の医療機関や老人保健施設に対する医療型短期入所事業所の開設支援により、医療的ケア児者の受け皿を確保する。
- （3） 人工呼吸器を装着する等症状が重い医療的ケア児者については、対応可能な医療機関等での確実な受入れが可能となるよう連携を強化する。

2 整備方針案

「建替」を基本とし、令和7年度に建築費及び維持管理費等について経費シミュレーションを行う。